

とちお第二五二号昭和五十二年十一月十日発行  
毎月十日一回発行(定価)部八円  
昭和三十三年二月二十日第三種郵便物認可



## 雪の季節を前に

「守門の初雪が、笠雪だと大雪。裏雪だと小雪。長い経験から、古老はそう言い伝えます。今年の守門の初雪は裏雪でした。そうすると今年はずっと厳しい雪の季節を前に、太根の収穫にいそがしい市内下飛伝の佐藤さん。」

市営カヌー料金値上げ  
十三月中旬以後の使用分から  
除雪体制区OK  
クルーズ船紹介  
どらおと人物(物語)  
公民館のページ

### 産業と文化を築く研究集会《塩谷地区》

## 研究集会終る 跡取り問題などを検討



「低成長経済安定期に直面して私達は産業の振興と豊かな生活をどのようにしたらよいか」をテーマに、第8回塩谷地区・産業と文化を築く研究集会が、さる11月20日、上塩谷分館(西片 博分館長)を会場に開かれました。

この研究集会は、市公民館と農協などが主催して行っているもので、下塩谷、上塩谷地区から約百名の参加者がありました。話し合いは、二分科会にわかれて、「農家の跡取りの問題」と「生活改善運動の今後の進め方」について活発に話し合われました。

### 第一分科会

生活意識の変化と不況下における農家のあととりをどう育てたらよいか  
▽発表者の佐藤栄一さんから現状と問題点について  
●農家が農業で自立できなくなったのは何のためか

●農家の跡取りが、娘たちに敬遠されるのはなぜか  
●民法上なくなったはずの家が現実に残っている、跡取りの負担になっていないか  
……など、八項目にわたって提起がありました。

▽西片 弘さんからは、事例発表として  
●酪農は日曜も祭日もなく、かせをひいても休むことができない、きびしい仕事である  
●自分の子どもには、好きな道を歩ませたいと思っていた  
●しかし、手伝をさせながらこの仕事のよい面を教えた  
●せがれは、農業高校を卒業し意欲的に酪農にとり組んだ

●会社つとめの仲間ともつき合えるよう、夏休みを与えるなど工夫をしている  
▽発表者の意見を参考に次のような話し合いがありました  
●農家に嫁、婿がないという問題を少しでも解消しようと農協では結婚相談事業を開いている。まだ、その成果はあがっていない  
●嫁は欲しいが、自分の娘は農家にやりたくない、という親の考えも問題である  
●若者が兼業で生きようというのであれば、ちゃんとした職場をみつけるべきである  
●経営はせがれにまかせるなど、跡取りの受け入れ体制も

### 第二分科会

●補助制度は、農業が一番完備されているので、おおいに利用してもらいたい  
●若者がどんな考えをもっているか親も理解し、若者たちの集まる場をつくるため、地域もお手伝いしてほしい。

●会費制による賄いは、寄られる客も頭を使うことなく、気安く来られるので非常によろしい。また、賄う側はその会費に見合った内容で仕上げられるようにしてもらいたい  
●現在、市公民館で出産見舞と病児見舞の札状を、一枚五円でおおけしている。たいへん好評であるが、さらにPRが必要である  
▽食生活の改善について  
知らぬ間に、人工食品の増加や、コーラ、ジュース類の与えすぎなど、親も注意してもらいたい点がたくさんある。

### 第9回栃尾市美術展 出品数も大幅に増加



年々、盛大になっていく市展ですが、9回をむかえたことしは、洋画六八点、書道五五点、写真八三三点、日本画一五五点と、昨年を五〇点以上も上回る出品数がありました。

これも、美術への関心が高まってきたものと思います。昨年からは審査を実施したわけですが、ことしも三部門について審査をおこないました。

■審査講評  
洋画の部 本間 正三先生、ロー カリテイを強調するよりも、国籍不明の作品が生まれてもよいテクニクを

### 市展入賞者

- 洋画の部  
市長賞 小森栄三 新書  
奨励賞 福上孝 娘
- 書道の部  
市長賞 外山 貞和歌  
奨励賞 石井正秀 禅語
- 写真の部  
市長賞 倉茂義隆 午睡  
奨励賞 齊藤龍一 梨乃
- 洋画の部  
" 諸橋勇雄 夜明の詩  
" 外山国衛 潮騒の詩  
" 大崎真次 ばたん  
" 稲田 稔 落日のサ  
" 清水越東子 石仏  
" 田中敦子 七言二句  
" 西方京子 臨書
- 写真の部  
" 藤野 勇 雷葉  
" 多田義雄 洋館  
" 大橋 勇 アメリカの顔

おきなう情熱をもちたい。書道の部 堀 愛泉先生 多彩な作品があり、見ごたえのある作品が多かった。誤字に注意し、字の大小や配置についても配慮を。写真の部 中俣正義先生 昨年より作品の質が向上している。きれいに取るより、見る人に何か訴えるものがなければいけない。

# 市営ガス料金を値上げ

## 十二月十六日以後の使用分から

昭和五十二年十二月十六日から市営ガス料金が値上げとなります。

本市の市営ガスは、昭和三十六年十一月供給開始以来、安定供給に努め、市民生活の安定と地域産業の発展を図ってきましたが、近來のエネルギー資源の高騰、また、新潟県産天然ガスの需給事情が逼迫し、原料ガスが大巾に値上げされました。このため、ガス料金を値上げしなければならなくなったものです。

値上げの理由等を説明し、需要家の皆様のご理解をお願いします。

### 原料ガス代の大巾値上がりと保安経費の増大

市のガス事業は、昭和三十六年十一月一日からガスの供給を開始いたしました。以来、低廉なガスを安定して供給するための企業努力を続けて今日に至っております。

その間、ガスの需要は年々増加してまいりました。

現在、天然ガスの需給事情は最悪の事態を迎え、工業用ガスは使用規制もやむを得ないといわれております。北陸ガスでは、コストの高いナフサによるガスを補給せざるを得ない現状にあります。

そのため、原料ガス供給業者は採算に莫大な資金を投入し、なんとか安定供給の確保に努めておりますが、未だその見通しは立っておりません。

このような事情により、今年の十月から原料ガスが四十六・六パーセントと大巾に値上げされました。この原料ガス購入価格の値上げは、料金原価に大きく影響しております。

市は、ガスの受入れ、供給、需要家の消費機器まで保安を

確保する責任を有しておりますが、これらの保安業務は、生活様式、消費機器等の複雑化が進むにつれて増大の一途をたどり、しかも、合理化はきわめて困難であります。

市は、ガス事業開始以来、毎年ガス本支管の延長をはじめ、設備投資を続けてきましたが、この元利償還金、減価償却費も多額にのぼっております。

以上が、今回のガス料金の改定の理由であります。もとより、市は、今後ともあらゆる合理化と経営改善に努め、ガス事業の使命である安定供給と保安の確保を図り市民の福祉の増進と快適な日

常生活のために努めてまいりますが、以上申しあげました理由により、健全な企業運営を図るために必要最少限度のガス料金の値上げとなりました。

諸物価高騰の増大につながることにありますが、事情をこ

ろご理解の上ご協力をお願い申し上げます。

### 値上げの内容

ガスの基本料金は、五立方メートルまで五百円になります。六立方メートル以上については、使用

料を段階別に区分し、それぞれについて計算した金額に基本料金を加算した合計金額となります。

値上げの実施時期は、昭和五十二年十二月十六日以後の使用分からとなります。

現	行			改			後
	使用量区画	区画別基準使用量	区画別基準料金	区画別基準使用量	区画別基準料金	単位料金1㎡当り	
最初の5㎡まで			350円00銭			500円00銭	
5㎡～45㎡	5㎡	350円00銭	50円86銭	5㎡	500円00銭	62円79銭	42.86%
46㎡～225㎡	45㎡	2,384円40銭	49円84銭	45㎡	3,011円60銭	61円77銭	26.30%
226㎡～500㎡	225㎡	11,355円60銭	48円82銭	225㎡	14,130円20銭	60円75銭	24.43%
501㎡～1,000㎡	500㎡	24,781円10銭	〃	500㎡	30,836円45銭	59円74銭	24.44%
1,001㎡～2,000㎡	1,000㎡	49,191円10銭	〃	1,000㎡	60,706円45銭	58円72銭	23.41%
2,001㎡～	2,000㎡	98,011円10銭	〃	2,000㎡	119,426円45銭	57円69銭	21.85%

計算法は、次のとおりです。

計算料金=区画別基準料金+(単位料金×(使用量-区画別基準使用量))

ガス税については、ガス料金に対し2%かかります。ただしガス料金が4,800円未満は免税です。

① 1か月50㎡を使用いたしますと、現行料金と改正後の料金は次のようになります。

現行料金=2,633円 改正後料金=3,320円 値上げ率26.09%

### ガス使用上の注意

これから寒さに向い、ガスの使用が増えてまいります。

ガス器具の使用方法をまちがいますとたいへん危険で、事故につながる場合があります。

- 1 ガス器具の使用は、使用説明書を良くお読みください。
- 2 異常があったら、専門家に依頼して点検してもらってください。
- 3 赤外線ストーブは、全開で使用してください。
- 4 点火は、必ずはっきり確かめてください。
- 5 器具やゴム管の点検、手入れも忘れずに行ってください。
- 6 浴室内の風呂がまには、排気筒をとりつけてください。
- 7 大型ガス器具には、排気筒、または連動換気扇を付けてください。
- 8 小型湯沸器にも換気装置を付けてください。
- 9 排気筒の設置は、ガス水道課または、ガス器具販売店に相談して器具にあつたものを取りつけてください。
- 10 部屋の換気には、常に心がけてください。
- 11 もし、ガスもれにお気づきになったらガス水道課へご連絡ください。

電話 2—2151  
2—2909

- あなたの住所と名前
- ガスもれの場所  
屋内か屋外か
- お宅への道順・目標
- お宅の電話番号

### 栃尾市営ガス料金早見表

立方メートル	0立方メートル		10立方メートル		20立方メートル		30立方メートル		40立方メートル		50立方メートル		60立方メートル		70立方メートル	
	早	収	早	収	早	収	早	収	早	収	早	収	早	収	早	収
0			813		1,441		2,069		2,697		3,320		3,938		4,555	
1			876		1,504		2,132		2,760		3,382		3,999		4,617	
2			939		1,567		2,195		2,823		3,443		4,061		4,679	
3			1,002		1,630		2,258		2,886		3,505		4,123		4,741	
4			1,065		1,693		2,320		2,948		3,567		4,185		4,898	
5	500		1,127		1,755		2,383		3,011		3,629		4,247		4,961	
6	562		1,190		1,818		2,446		3,073		3,691		4,308		5,024	
7	625		1,253		1,881		2,509		3,135		3,752		4,370		5,087	
8	688		1,316		1,944		2,572		3,196		3,814		4,432		5,151	
9	751		1,379		2,006		2,634		3,258		3,876		4,494		5,213	

### 料金早見表の見方

- ① この表は、129立方メートルまでの早取料金の表で、表の見方は「例」使用料115立方メートルの場合、表の110立方メートルの欄と左の5立方メートルの欄と交さる所が「7,481円」となりますので、これが税込みの料金となります。ただし、ガス料金が4,800円以下の場合、税金は、かかりません。
- ② 130立方メートル以上(税を含まず)

立方メートル	基礎料金	立方メートル	1立方メートル当り
45	3,011円60銭	46～225	61円77銭
225	14,130円20銭	226～500	60円75銭
500	30,836円45銭	501～1,000	59円74銭
1,000	60,706円45銭	1,001～2,000	58円72銭
2,000	119,426円45銭	2,001以上	57円69銭

なお、納入が期限におくれた場合遅取料金がかかります。遅取料金は、早取料金の5%割増した料金になります。

省資源にご協力を  
ガスは節約してお使いください

お部屋の温度は適温に……暖房器具  
要るだけのお湯を沸かす……風呂

いつも正しい炎で……コンロ  
必要なとき必要な量を……湯沸器

### 74立方メートル以上の計算例

$$\text{使用料 } 115 \text{ 立方メートルの場合 } 3,011 \text{ 円 } 60 \text{ 銭} + (61 \text{ 円 } 77 \text{ 銭} \times 70 \text{ ㎡}) = 7,335 \text{ 円 } 50 \text{ 銭} \approx 7,355 \text{ 円}$$

$$7,355 \text{ 円} + (7,355 \text{ 円} \times \frac{2}{100}) = 146 \text{ 円 } 70 \text{ 銭} \approx 146 \text{ 円} \dots \text{ガス税} \approx 7,481 \text{ 円} \dots \text{(早取料金)}$$



# 除雪体制はOK

## 除雪総延長は

### 百八十三・六キロメートル

市内の除雪は、国・県道の主なものを県と市の委託業者が行います。(西谷口・大幸建設、旧荷頃・共栄建設、下堰出上塩谷・小林組、下塩谷・椿建設、入東谷・三信興業、東谷・多田組、本所・天下島・山三組、その他の国・県道) 県道(県)

また、市道及び県が計画していない県道については、市が除雪を行います。

しかし、市民のみなさんの生活を守るため、県と市が相互に協力して、道路の無雪化にあたります。

今年度の除雪延長は、県除雪分国道二十一・九キロメートル、県道四十九・三キロメートル、市除雪分百十二・四キロメートルで、除雪総延長は百八十三・六キロメートルです。

除雪は、降雪の状況により一種から三種までの種別を設けて進めます。

一種 バス路線・通勤通学道路・その他主要な集落と集落を結ぶ幹線道路。

二種 一種以外の主要道路であって、降雪の状況により

## 国・県道(県除雪路線)

- 一種 △国道二九〇号線(下堰出上塩谷)八・一。(椿建設・多田組) △国道三五二号線(北荷頃・大布橋)三。(共栄建設) △県道見附・折尾線(本明・大布橋)八・四。(県)
- 二種 △国道二九〇号線(入面下堰出)二・七。(椿建設) △県道上堰・折尾停車場線(電々公社・旧折尾駅)〇・七。(県)
- 三種 △国道二九〇号線(赤谷・栗山沢)六・五。(三信興業)

## 県・市道(市除雪路線)

- 一種 △新金橋・郷病院前・柴橋・明戸橋・榎原三差路 △千代元小路・市役所前・刈谷田川左岸(木口宅前) △榎藤工場・刈谷田川左岸・刈谷田橋(新刈谷田橋含む) △市民会館・市役所脇・松葉橋 △平橋・刈谷田川左岸・天下島三差路 △市役所車庫・光屋・クボイチ・刈谷田川左岸 △バスターミナル・警察署脇・榎原三差路(稲富) △柴町(山側) △警察署前・柴橋 △柴橋・刈谷田川右岸 △刈谷田橋・多田組 △大町 △備前橋・折尾南小学校前 △小林輪船店・斎藤理容店 △国道二九〇(大幸工場) △原公民館前 △原公民館前 △折尾東小学校前 △刈谷田川右岸 △折尾整染・折尾中学校 △白山神社 △多田ラジオ店 △折尾中学校 △小千谷折尾線(旧農免道路) △新栄町三
- 二種 △国道二九〇号線(下堰出上塩谷)八・一。(椿建設) △国道三五二号線(北荷頃・大布橋)三。(共栄建設) △県道見附・折尾線(本明・大布橋)八・四。(県)
- 三種 △国道二九〇号線(赤谷・栗山沢)六・五。(三信興業)

## 市除雪路線(二種)

- 二種 △柴町(三方屋) △東北電力変電所 △榎原三差路 △折尾保健所 △柴町(笠井織物) △住友生命 △農協 △柴町(小林農機) △登記所前 △刈谷田川左岸 △塚籠屋 △内山商店 △斎忠スタンド △榎藤工場 △市民会館裏 △栄屋食堂 △西谷川堤防 △金町中幹線 △新刈谷田橋 △三大商事 △通学道路 △折尾タイム △本社通り △刈谷田橋 △刈谷田川左岸 △平橋(出雲橋含む) △劇場小路 △本町(今井電化) △仲子町 △旭町(木間車体) △刈谷田川左岸(木間宅) △非賓酒店 △旭町(昭和クリーニング) △仲幹線

## 除雪作業にご協力を

降雪の状況によって、排雪が必要になりますと、その路線を一時交通止めにする場合があります。この場合は、標識を出したり係員が誘導のために現場につきましますから、係員や標識の指示に従ってください。

また、除雪作業中の路線を通るときは、危険防止と作業能率の向上のため、除雪車と行きかぎのときは、多少遠方でも道路の広いところで待機するように協力ください。

## 除雪作業の問い合わせは

市の除雪路線 ☎2-2151 内線 514 515  
夜間 ☎2-3445  
(市役所除雪対策室)

県の除雪路線 ☎2-3167・2-3168  
(長岡土木折尾分所)

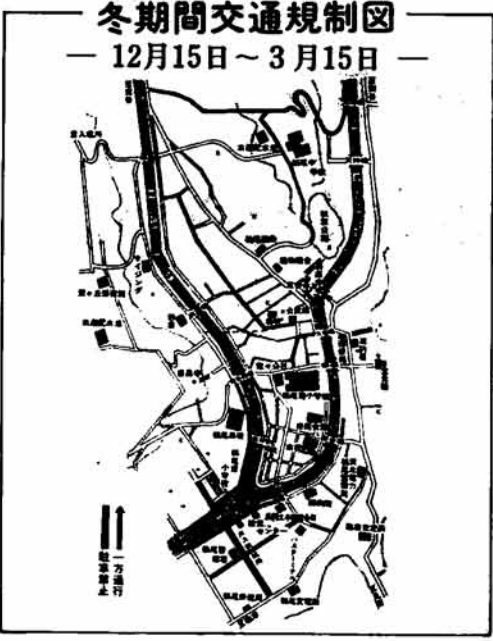
## 冬期臨時交通規制

～12月15日から来年3月15日まで～

今年も例年のとおり、十二月十五日から来年三月十五日まで、村部主要幹線を含む市街地路線で臨時交通規制を行います。

規制は、駐車禁止と一方通行で、いまままでの一般規制に加えて実施されるもので、違反者は取締りの対象となります。

この臨時規制は、降雪の状況によって行うもので、実施するときは標識を立てます。別図以外の規制は次のとおり。(駐車禁止)



- △国道二九〇号線(下堰出上塩谷)八・一。(椿建設) △国道三五二号線(北荷頃・大布橋)三。(共栄建設) △県道見附・折尾線(本明・大布橋)八・四。(県)
- △国道二九〇号線(入面下堰出)二・七。(椿建設) △県道上堰・折尾停車場線(電々公社・旧折尾駅)〇・七。(県)
- △国道二九〇号線(赤谷・栗山沢)六・五。(三信興業)
- △新金橋・郷病院前・柴橋・明戸橋・榎原三差路 △千代元小路・市役所前・刈谷田川左岸(木口宅前) △榎藤工場・刈谷田川左岸・刈谷田橋(新刈谷田橋含む) △市民会館・市役所脇・松葉橋 △平橋・刈谷田川左岸・天下島三差路 △市役所車庫・光屋・クボイチ・刈谷田川左岸 △バスターミナル・警察署脇・榎原三差路(稲富) △柴町(山側) △警察署前・柴橋 △柴橋・刈谷田川右岸 △刈谷田橋・多田組 △大町 △備前橋・折尾南小学校前 △小林輪船店・斎藤理容店 △国道二九〇(大幸工場) △原公民館前 △原公民館前 △折尾東小学校前 △刈谷田川右岸 △折尾整染・折尾中学校 △白山神社 △多田ラジオ店 △折尾中学校 △小千谷折尾線(旧農免道路) △新栄町三



### 社交ダンス同好会

会長 多田喜春  
会員数 41名

グループ結成の動機は、

沢山の人が参加して、練習は週二回(月・金)で月八回くらい行っています。ちよつときついようですが、みんなよく出席します。

以前は、ダンスという酒の席とかクリスマスなどの席に先入観みないものがあり、酒を飲まないとなかなか人が集まってくれないということ、悩んだこともありましたが、

十数年前、栃尾にもダンスホールがあり、かなりのダンス人口があったと聞いています。今は、ゴーゴーやディスコが流行していますが、その中であつて社交ダンスも静かなアームを呼んでいます。栃尾においても、パーティーや講習会の参加者は、毎回相当数の男女が集まり、いつも会場いっぱい状態です。

現在では「ダンスを主体にした酒を出さないパーティー」ができるようになりました。また、初心者講習会を開催したり、職場やサークルなどのダンスパーティーのための講習にも、要請があることに、出かけていっています。

栃尾における社交ダンスの普及度は、



将来も理想的には、「週末は夫婦でダンスを」として、「日中は田んぼで田植えを、夜はスーツとネクタイでダンスを」というくらいにまでダンスを普及できれば、というのが会員の願いです。

今後ダンスを続けられると思えますか。

すてきな夜は、静かなブルースのしらべと軽快なジルバのリズム……。友達を誘い、また友達を作ろう。あなたの踏むステップは出会いへのステップ、そして心と心をつなぐステップ……。

初めの人も、上手でなくても、音楽に酔い、ふんいきになじもう……。

日頃のわずらわしさを忘らせてくれる。……それがダンス!!

今回は、週一回(月・金)夜七時から九時半までの二時間半、社交ダンスのステップのマスターに汗を流す、「社交ダンス同好会」をおたすねして、お話しをうかがいました。

このページは市内のグループを紹介し、あなたのまわりのグループをお聞かせ下さい。

## とちおと人物(物語)

91

### 旧藩主に死節を全うされた

#### 栃堀村組頭 九兵衛

へそのこ

再び資料を見よう。西軍会議所から松本藩の前線部隊への達し書は次の通りである。

此者儀兼而、御沙汰之趣モ有之候ニ、逃亡之賊ヲ隠置候条、不謂次第ニ候。利及露見右ノ賊徒御召捕ニ相成候処、猶又其所持之武器等ヲ探藏シ再三拷問ニ及迄不致白状事御上ヲ不奉長教之所業、重大之罪科、仍而不得已誅戮相加者也。

辰八月

これで見ると敗残の兵をかまわなかったことが、風聞か、捕われた者からか足がついたようである。

そして拷問を受けるまで中々白状せず、武器も隠匿していたというところで処刑するのだとある。

それでは発見されたものは何かというところ

(別紙) 兜一、拵付刀七本、陣笠七蓋、矢八十筋、鉄砲一挺、拵付脇差七本、旗竿二本、

外に雑物五十四品とある。

処刑の日には藩の諸資料でも八月二十二日、菩提寺栃堀阿弥陀院過去帳でも同一であるから動かさまい。

執行者は「同人隊(神方新五左衛門隊)半次郎斬首致シ候」とあるから、同隊名簿の倉田半次郎なる人物であろう。

しかも彼は、後に「半次郎儀ハ召捕者斬首ノ手際、各藩見物モ有之処、聞コエモ宜」し……斬首の腕前が立派であったと賞を受けている。

場所は、云い伝えによれば秋葉原、そして栃尾坂に晒されたという。

以上が当時書き残された文書を中心にした此の事件の概要である。

同家に残る伝承と対照してみると「武士が数人来て武器を預け、笠笠を皆借りて行った」というのは一致する。届け書の武器の数から見ても七名であつたのだから。そして、土地の伝承でも預け主の武士は笠笠を着用して百姓姿で逃亡したとあるのもうなづかれる。

資料の中には肝心の千両箱の話はどこにも出てこないし、又、この本隊からはぐれたと思われる数人が千両箱を携行

して、いよいよとは到底考えられない。

書かれた隠匿物の中で、この九兵衛が欲得づくで隠されたければならないようなものは何もない。

それにも拘わらず彼が「拷問ニ及ア迄白状致サズ」ということは、一体何んだつたらうか。同家に伝わる九兵衛像でも「大変義理堅い人」だったという。

やはり九兵衛は同じ旧領栃尾は長岡七万四千石の内一万石の士であつた。長岡藩士をその誼みからかばつたのではあるまいか。そして、その敗残藩士の依頼で「このことは隠して欲しい」との信義からこのような結末を迎えたという。

このように思うとき、戊辰の戦いに捲き込まれた栃尾在の一農民の姿がまざまざと浮び上ってくる。愚直といわれ、義理を守ろうとしていた越後人九兵衛の姿が目に見えようである。

伝承というものは、それに多少の尾端はついては大体そのエッセンスは誤らないで伝わってくるものである。ところが、それが時の政府や権力者、征服者に反抗した場合には往々にしてその伝承が曲

げられて伝わることが多い。この例は多くの各地の直訴一揆などの義民伝が永くタブーとなつて、他の部落の人に話してはならないとか、報道管制によつて寺の過去帳から抹殺したなどと聞くこともあ

る。こうした隠蔽の故に話がねじ曲げられ、屈折してゆくことも多いかと思われ。

明治になつても「夜は未だ暗かつた」「夜明け前」と民のつぶやきはつづいた。ましてや、この過渡期の戦乱の中で名もなく踏みつぶされたような九兵衛の死に對し、私は万斛の同情を寄せると共に「明治維新」「越後人」といった一片の紙の上の言葉では通りすぎられないいろいろな思いをもち、深く死節を全うされた九兵衛の魂の霊のごめい福を祈るものである。

〔注〕

①太政官日誌第八十六

明治元年九月十四日松本藩

届書

②松本藩奥越出張御人数進退

取調書

③松本藩奥越出張御人数御實

撰書

〔戊辰戦争研究家 新潟県文

化財保護連盟理事

長岡市 高鳥 一男)

## 市民みんなで市勢の伸展を!! 工業誘致にご協力ください。

繊維産業が、構造不況といわれ、生産規模の適正化が求められるに至りました。そこで、市は、繊維産業以外の工業導入をはかり、市勢の伸展を維持するため、議会と共に各方面に工場誘致活動を展開しております。しかし、今日の不況は広汎な業種に及び、回復の見込み

も見い出せぬままさらに海外から厳しい条件を迫られ、ますます深刻化の一途にあります。このような時期に市外企業の誘致をはかるには、広く衆知を集め、また、情報の収集に努め、市の誘致奨励計画の周知をはからなければなりません。

そこで、市民の皆さんからも、親戚、知人あるいは出稼先等で、企業経営者に接しられ、工場等の地方進出計画が検討されていることをお聞きの際は、積極的に市(企画調査課)まで情報を提供くださるようご協力をお願いします。なお、工場等誘致のため、昭和五十年十月制定いたしました工場等設置奨励条例も、本年八月一部改正を行い、不況時に適合するよう奨励措置の対象及び基準を引上げました。

## サラリーローンのおとし穴

サラリーローンでは、主にサラリーマンや主婦・学生などを対象に、十数万円程度のお金を貸しています。給与明細書や健康保険証だけでもお金が増えられます。利用者が増えています。

決められています。サラリーローンの場合は、「出資受入・預り金及び金利等の取締り等に関する法律」によって、最高利息は一日当り〇・三割と

サラリーローンの利用者は、ギャンブルや遊興費、ほかの借金を返すために借りるといった人が多く、また、気軽に

お金を借りられるために利息や借入れ条件を十分に考えないで、無計画に借りている人が多くみられます。

こうしたことから、借金の返済に困り、家を売ったり会社をやめたりする人、離婚や夜逃げまでした人など、みじめな結果を招いた人も少なくない現状です。

サラリーローンの無計画な利用は、恐ろしい結果を招くことを忘れてはなりません。

借りた金より多くなる。利息の魔術。

サラリーローンを利用するときは、まず考えなければならぬのは「利息」のことです。

一般に「利息制限法」によって、年利二十割までと最高限度が

雪ダルマを作らない三つの心得

①借金の手続や返済時に、書類代や印紙代・手数料などの名目で、利息以外のお金を請求されることがあります。

②お金を借りる時、利息をま

えもつてひかれることがあり

ます。(十万円を一か月後に返済することにしても、九割の利息をひかれるため九万九千円にしかならない。)

③利息が元金に組み込まれることがあります。

以上のことに注意し、慎重に業者を選ぶことが大切です。

# とちお おしらせ版 1977 12.10

発行 新潟県橋尾市長 編集 橋尾市総務課 (02585) 2-2151

## 夜間死亡事故発生

### 歩行者は明るい服装を

### ◎運転者はスピードを控えめに

すでにご存じでしょうが、  
さる十一月十六日(木)夕方五時  
四十分頃、北河内地区の県道  
でバイクと歩行者が衝突し、  
歩行者が死亡するといういた  
ましい交通事故が発生しまし  
た。  
これから降雪期をひかえ、  
いっそう交通の条件が悪くな  
ってきます。運転者はもちろ  
ん、歩行者や自転車利用者も

## 水を大切に

歯みがきの時使った水の量は  
コップで約三杯。しかし、み  
がいている間、うっかり水道  
を出しっぱなしにしていると、  
約四十二リットルの水がムダ  
になります。これを親子四人  
の家族が朝晩みかるとすると、

歩行者・自転車利用者  
○正しい横断の仕方や自転車  
の乗り方をすることはもち  
ろんですが、夜は自動車か  
ら歩行者や自転車は見えに  
くいものです。安全のため  
には、できるだけ明るい服  
装をしたり、懐中電灯や夜  
光反射ステッカーをクツや  
雨具につけるようにしましょう

※市と市交通安全協会では、  
市内の小・中学生と保育所児  
童に、反射ステッカーを配布  
いたします。  
なお、一般の人で、反射ス  
テッカーを必要とする人は、四  
枚一組三十四円を頒布いたしま  
す。市企画調査課か市交通安  
全協会までご連絡ください。

## 消費生活改善推進員を紹介

新潟県では、地域住民の消費者意識  
を高揚し、消費者の自主的活動を促進  
するために、県内の各市町村ごとに消  
費生活改善推進員を委嘱し、消費生活  
の安定と向上に努めています。  
橋尾市では、次のかたが消費生活改  
善推進員に委嘱されております。  
▷佐藤織江さん(市内大町5番14号)  
(☎2局2425番)  
商品やサービス等消費生活に関する  
苦情・要望等がありましたら、お気軽  
にご相談ください。

## 福祉預金の期限延長

福祉年金等の受給者に対する定期預  
金利率の特別措置の期限は、本年12月  
末まででしたが、次のように期限が延  
長されました。  
延長後の取扱期間  
▷金融機関/昭和53年5月15日まで。  
▷郵便局/昭和53年5月20日まで。  
なお、くわしいことは、本年6月10  
日発行の広報とちおをごらんください。



## 農委選挙人名簿に もれなく登録申請を

農業委員会委員選挙人名簿  
の登録申請をしていただく時  
期になりました。  
これは、毎年、一月一日現在  
で、選挙人である農家のみな  
さんの申請に基づいて、名簿  
を作り替えるものです。  
来月七月には、市農業委員  
会委員の任期満了による改選  
が行われる予定です。  
今回作成する名簿は、この  
選挙に用いるもので、選挙  
申請もこれに基づいて注意し  
てください。  
申請書は、各区分長さんを通  
して配布しますので、次にあ  
てはまるかたはもれなく申請

## 工業統計調査 十二月末日現在で実施

昭和五十二年工業統計調査  
が、本年も十二月末日現在で実  
施されます。  
工業統計調査は、通商省が  
毎年実施している調査で、工  
業(製造業)の実態を把握す  
るため、製造業を営む全事業

## 国民年金定例相談所

十二月二十六日  
午前八時三十分か  
ら午後五時まで  
市役所市民課  
▽相談内容 厚生年金と国民  
年金、遺族年金、老齢年金、  
障害年金の手続、任意  
加入・付加保険料など、  
年金制度全般について。

## 年末年始のゴミ 収集休みます

例年のとおり、年末の三十  
一日と年始の一月一日から三  
日まで、ゴミの収集を休ませ  
ていただきます。  
暮から正月にかけて、ゴミ

## 保育所入所児童募集

受付は一月十四日(土)まで  
来月四月一日に保育所に入  
所する児童の入所申し込み受  
付を次のとおり行います。  
家庭での保育が困難なため、  
保育所に入所を希望されるか  
たは、受付期間内に申し込み  
ください。  
申し込み用紙は、市福祉事  
務所と各保育所にあります。  
申し込み受付期間

区分	保育所名	所在地	入所定員	面接の有無	面接調査の日時
町	市立白山保育所	天下島	120	有	1月5日(木)午前9時～午後4時
	市立中央保育所	山田町	90	有	1月6日(金)午前9時～午後4時
	市立東が丘保育所	東が丘	90	有	1月9日(月)午前9時～午後4時
	市立大野保育所	大野町	90	有	1月10日(火)午前9時～午後4時
	私立芳香稚草園	大町	120	有	1月11日(水)午前9時～午後4時
部	私立善昌寺保育園	原	120	有	1月12日(木)午前9時～午後4時
	私立双葉保育園	谷内	120	有	1月13日(金)午前9時～午後4時
村	私立東谷保育園	泉	60	無	
	私立明星保育所	橋堀	60	無	
	私立曹源寺保育園	北河内	60	無	
	私立みどり保育園	下野出	90	無	
	私立上塩保育園	上塩	60	無	
部	私立杉沢保育園	見附市	60	無	

## 行政相談日

十二月二十四日  
午前十時から  
午後三時まで  
市役所市民相談室  
なんでも気軽に相談ください。

## 税務相談日

十二月二十四日  
午前十時から  
午後三時まで  
市役所市民相談室  
▽相談内容 所得税や贈与税  
などの税務全般に対する  
相談・苦情など、なんでも  
相談に応じます。

## 今月の税金

▷国民健康保険税  
▷国民年金  
納期 12月26日

## 新民生委員きままる

新しい民生委員がきままりました。(当市の定数は四十八名で、男三十七名・女十一名) 民生委員は、厚生大臣の委嘱を受けて、いろいろなことで生活上の困難が生じた時に、いつでも気軽に相談に応じ、福祉施設への紹介や斡旋など行政や実施機関へのパイプ役としての働きを始め、児童福祉法によって児童委員もかねるなど、地域福祉の担い手としての役割を負っています。

委員の氏名・住所・担当区域は次のとおりです。気軽に二相談ください。(敬称略)

永橋十作(栄町) 新栄町・

栄町

平沢熊太(山田町) 山田町  
石原一二(新町) 新町  
小林太一郎(表町) 大町・表町

大崎正利(大野町) 大野町  
布施辰次(谷内二丁目) 谷内一丁目・谷内二丁目  
湯谷虎三(滝の下町) 滝の下町  
下町  
藤佐ミイ(上の原町) 上の原町

原町

西川維市郎(旭町) 旭町  
那須清与(仲子町) 仲子町  
磯部作一(東町) 東町  
鎌田広吉(本町) 本町  
大橋玲子(金町) 金町一区・

おしらせ おしらせ おしらせ

二区・四区  
五十嵐藤吉(金町) 金町三  
区・五区  
箕輪芳雄(小貫) 小貫・土ヶ谷  
清水静江(金沢) 金沢一  
班 四班  
蔵本清一(金沢) 金沢五班  
九班  
小林光(原) 原北町  
佐藤久左衛門(巻湖) 原・巻湖  
藤沢ナミ(天下島) 天下島  
酒井作衛(平) 平  
酒井セツ(東が丘) 東が丘・大倉  
浅野ミチ(吉水) 吉水・上野・榎出・榎倉  
平井与三郎(二ツ郷屋) 下榎出・山口・二ツ郷屋・明戸・山屋

長谷川辰雄(二日町) 二日町・熊袋  
神保正昭(人面) 下塩・人面・文納  
上村博(榎原) 榎原・岩野・水沢・鶴ヶ島  
橋利雄(滝之口) 滝之口・天平・沖布・大野原  
酒井昭司(入塩川) 入塩川・本所  
佐藤セツ(山梨谷) 島田・山梨谷・律谷  
佐藤邦一(塩新町) 塩新町・平中野原・梅野原・塩中・九川  
室橋真弘(泉) 宮沢・泉  
目黒四郎右衛門(大川戸) 大川戸・菅畑  
椎谷金兵衛(赤谷) 赤谷  
川上一六(赤谷) 榎堀一  
班・小向

おしらせ おしらせ

## 「新成人の声」募集

市公民館では、成人を記念して文集「20歳の声」の原稿を募集しています。

テーマ

- 成人を迎えて心に誓ったこと。
- これからの人生や社会についての希望など。

みなさんの声で成人記念の文集を作りましょう。散文や詩・俳句・短歌など、文章形式は自由です。気軽にペンをとってお寄せください。

送り先▶〒940-02 栃尾市本町6の2 栃尾市公民館

※原稿には、住所・氏名・職業(勤務先)を明記してください。

締切り▶昭和53年2月10日(金)

◎応募作品はお返ししません。

## 作業停電

次の地域を作業停電します。

1月20日(金)▶午前9時から午後1時まで。二ツ郷屋の全域、人面の一部。

## 冬の感電事故にご注意

◎雪おろしの時は、引込み線やトランスなどに雪をあてないように注意しましょう。

◎切れた電線には、絶対に触れないでください。

◎雪が積った時、電線やトランスの附近での子供の遊びは絶対にやめさせてください。

市民スキー教室

期日 一月二十二日・二月十日・(バツヂテスト)  
二月十九日

時間 午前九時三十分から午後三時まで

会場 長峰スキー場

市民書ぞめ展

部門 第一部 小学生、第二部 中学生、第三部 高校生、第四部 一般。

作品 高橋生、第四部 一般。

少年少女ポトポトル大会

期日 一月二十二日(日)

時間 午前八時三十分開始

会場 栃尾南小・栃尾東小

※詳しいことは、市公民館へ。

## 「出稼ぎ先訪問バス」運行

新潟県では、本年度も三月三日(金曜日)から三月五日(日曜日)にかけて、雪の故郷と出稼先とを結ぶ「出稼ぎ先訪問バス」を運行します。

この出稼ぎ先訪問バスは、家族のみなさんが出稼ぎに出ているご主人やお父さんを訪問するものですが、本年度も上・中・下越を始発とする三台のバスを運行する予定です。

詳細については下記のとおりです。なお、希望者が募集定員を超えた場合は、抽選により参加者を決めさせていただきます。

## 高年齢者雇用安定給付金制度

高年齢者の雇用の安定を図るため、景気の変動に応じて労働大臣が指定する期間において、高年齢者を雇用してその雇用割合を高めた事業主に、高年齢者雇用安定給付金を支給する制度が、雇用保険の雇用安定事業の一つとして発足しました。

不況時における高年齢者の

高年齢者の雇用の安定を図るため、景気の変動に応じて労働大臣が指定する期間において、高年齢者を雇用してその雇用割合を高めた事業主に、高年齢者雇用安定給付金を支給する制度が、雇用保険の雇用安定事業の一つとして発足しました。

不況時における高年齢者の

午前九時中野区サンアラザ到着 神奈川県 三月四日  
午後一時神奈川県政総合センター(横浜駅西口)到着

※到着後、掃りの集合時間までは自由行動。

現地出発 三月六日午後九時

上野駅前みどりの窓口集合 午後十時出発

バス料金(往復) 東京 五千四百円、神奈川 五千九百円

料金納入 乗車時係員に納入申し込み先 長岡公共職業安定所

定所 栃尾分室(2123三番)

詳しいことは、長岡公共職業安定所 栃尾分室 市産業課 商工観光係(2121一五)内線(二三四番)へお問い合わせください。

## 乳幼児検診

6か月児検診/茶碗・スプーン・筆記用具を持参ください。

3歳児検診/尿検査を実施いたします。

〈注意〉必ず母子手帳を持参ください。

検診別	月日	時間	対象者	会場
3か月児検診	1月11日	午後1時	52年10月生れ	市役所別館
6か月児検診	1月12日	午後1時	52年8月生れ	
3歳児検診	1月18日	午後0時半	49年8月生れ	
10か月児相談	1月23日	午後1時	52年3月生れ	
1歳児半検診	1月26日	午後1時	51年7月生れ	

## 国民年金保険料は全額控除

ことし一年間に納めた国民年金の保険料は、サラリーマンの年末調整や自営業者などの確定申告で、その全額が所得から控除されます。

申告しないと必要以上の税金がかかることになり、また、忘れずに手続きをしましょう。

控除される額

●定額保険料納付者は、二万四千元。

## 懸賞文募集

国民生活センターでは「消費者の権利」をテーマに懸賞文を募集しています。

提出先 千108港区高輪三の一

三の二二 国民生活センター 懸賞文募集係

提出期限 昭和五十三年二月十五日(当日消印有効)

※詳細は、市産業課商工観光係へ。(2121一五)

## 候補者等の寄附は禁止です。

昭和五十二年十月、「きれいな選挙」の実現を目指して公職選挙法が改正されました。この改正法では、特に寄附行為に厳しい規制がなされましたが、まだよく理解されていないという声がかかります。

昭和五十二年度は、県知事選挙・農業委員選挙・市長選挙が予定されています。良く読んで、きれいな選挙の実現に協力ください。

## 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

候補者等の氏名が表示されたり又は顕推されるような名称が表示されている会社・その他の法人又は団体は、選挙に際して選挙に関することを動機にして、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、政党や政治団体に対してする場合を除いてできないことになっております。

## 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

候補者等が役員又は構成員になっている会社・その他の法人又は団体は、選挙区内にある者に対してこれらの候補者等の氏名を表示したり、

候補者等が役員又は構成員になっている会社・その他の法人又は団体は、選挙区内にある者に対してこれらの候補者等の氏名を表示したり、

# まっぴりNO!と書いて

「金のかかる選挙から、きれいな選挙」への転換を主眼として改正された公職選挙法が、昭和五十二年十月から施行され、すでに二年経過しました。

改正の内容については、広報とちおに掲載したりチラシやパンフレットを配布してその周知をはかり、また、テレビや新聞等マスコミによっても再三報道されてきたところです。

改正の主旨は、「贈らない」「求めない」「受取らない」という三不の運動をおすすめすることですが、現状ではこの主旨が選挙人に浸透していません。

当市の明るい選挙推進協議会で、この三不の運動を決議しみなさんにご協力を求めています。

来年から再来年にかけて地方選挙があり、また年末年始を迎え、お歳暮・年賀等の贈物等各種の寄附行為が予想されます。選挙民としても求めたり勧めたりすることは禁止されています。そこで改正点のうち、寄附行為の禁止について説明します。

「金のかかる選挙から、きれいな選挙」への転換を主眼として改正された公職選挙法が、昭和五十二年十月から施行され、すでに二年経過しました。

改正の内容については、広報とちおに掲載したりチラシやパンフレットを配布してその周知をはかり、また、テレビや新聞等マスコミによっても再三報道されてきたところです。

改正の主旨は、「贈らない」「求めない」「受取らない」という三不の運動をおすすめすることですが、現状ではこの主旨が選挙人に浸透していません。

当市の明るい選挙推進協議会で、この三不の運動を決議しみなさんにご協力を求めています。

来年から再来年にかけて地方選挙があり、また年末年始を迎え、お歳暮・年賀等の贈物等各種の寄附行為が予想されます。選挙民としても求めたり勧めたりすることは禁止されています。そこで改正点のうち、寄附行為の禁止について説明します。

## 候補者等の寄附の禁止

候補者等（公職の候補者、公職の候補者となろうとする者及び公職にある者をいう。）は、次の場合を除いて選挙に関する行為を問わず、又はどのような名目であっても選挙区内にある者に寄附をすることができません。

### 候補者等が寄附のできる場合

- 1 政党その他の政治団体又はその支部に対する場合。
- 2 候補者等の親族に対してする場合。（六親等内の血族及び三親等内の姻族）
- 3 候補者等がもつばら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会・その他の政治教育のための集会に際し、必要やむをえない実費の補償としてする場合。

## 候補者等が寄附のできない場合

- 禁止されています。
- 1 町内会の集い
  - 2 選挙区からの国会見学者や陳情者に対して、食事を提供したり、おみやげを持たせたりすること。
  - 3 候補者等の名前や写真入りのおうらわやカレンダーを配布すること。
  - 4 他の選挙の候補者等に対して、政治献金や陣中見舞をする。
  - 5 候補者等が、行事に招かれたとき、会費以外に「包み金」を置くこと。
  - 6 お祭りのときに、金銭や花火を寄附すること。
  - 7 候補者等の財源で、配偶者や後援会の名義を用いたりして、匿名で寄附行為をする。
- その他の改正では、選挙公営の拡大・政治活動用文書図画掲示の制限などがあります。詳細は、市選挙管理委員会へ。

栃尾市選挙管理委員会  
栃尾市明るい選挙推進協議会



後援団体や国・地方公共団

候補者等の氏名を表示したり、

制があります。くわしいことについては、市選挙管理委員会におたずねください。（電話二二二五一番内線三六二番）